

三労雇均発1027第1号
令和2年10月27日

関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長



令和2年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が平成31年4月から順次施行される中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適切なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されるところです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために昨年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」といいます。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しているところです。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封するリーフレット等による周知や、別添の「広報文例」を参考に貴団体の広報誌またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、掲載文例やリーフレット等の電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

なお、本件について、広報誌・HP等へ掲載されました際は、参考までに下記担当あてご連絡いただければ、幸いに存じます。

(※) 「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話059-226-2110

担当：笹本・杉山